

委託契約書（案）

委託業務名 令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係る Web マップ作成等業務

委託料の額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

契約保証金 金 円

委託の期間 着手 契約日
履行期限 令和6年12月27日

上記の業務委託について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 _____ を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（業務委託の仕様等）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の業務委託を完了するものとする。

2 前項の仕様書に明示されていない事項であっても、業務委託の実施に必要な事項であり、かつ、軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項及び第3項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号いずれかの規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。

3 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

4 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

（委託処理状況の報告等）

第3条 甲は必要と認めるときは、乙に対して業務委託の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務委託の内容の変更）

第4条 甲は、必要と認めるときは業務委託の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(乙の請求による履行期限の延長等)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務委託を完了する見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲の履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が期限後相当の期限内に業務委託が完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の遅延利息を徴収することを条件として当該期限を延長することができる。

(損害負担)

第6条 業務委託の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく仕様書に掲げる提出書類を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類を受領したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的

非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号)第 4 条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 前号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって、契約の目的を達することができないと甲が認める場合。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人。

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律

第 154 号) の規定により選任された管財人。

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 5 条の規定に基づく委託期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の委託期間が満了する日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第 11 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（談合による損害賠償）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務委託上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補則)

第 16 条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(契約に係る紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証として、本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ、各 1 通保有する。

令和 6 年 月 日

甲	委託者	住 所	福島県福島市杉妻町 2-16
		氏 名	福島県
		代表者	福島県知事 内堀 雅雄
乙	受託者	住 所	
		氏 名	
		代表者	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係る Web マップ作成等業務委託仕様書
本仕様書は、令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係る Web マップ作成等業務委託に適用する。

1 業務委託の名称

令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係る Web マップ作成等業務

2 業務の目的

令和5年は危険な暑さが続き、本県では熱中症搬送者数が過去最高を更新するなど、気候変動に伴う熱中症リスクは近年高まっている。また、令和6年4月からは改正気候変動適応法が本格施行され、熱中症対策が強化される。

そうした中、本県における熱中症対策の推進のため、県民が暑さを一時的にしのげる「ふくしま涼み処」を新たに設置し、その利用促進を図るため、施設の一覧を示す Web マップの作成を行うとともに、新たな設置可能性の調査を行うこととしていることから、関連する業務を委託する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

4 業務委託内容

業務委託の内容は次のとおりとし、業務の運営にあたっては、福島県（以下「県」という。）と受託者が協議して行うものとする。

なお、「ふくしま涼み処」の事業概要は別紙1を参照のこと。

(1) 「ふくしま涼み処」のマップ登録

- 統括責任者を配置すること。
- 受託者は、多摩美術大学が管理・運営する「シェアマップ」に対し、管理費用を支払うとともに、県が別紙1により収集した「ふくしま涼み処」の施設情報（別紙2）をマップ登録する。
- 入力後は、入力誤りがないか確認すること。
- なお、登録については2段階で行うものとし、別紙1に掲げる一次募集の情報は、令和6年5月25日までに登録を完了させるものとし、二次募集の情報は随時登録とする。
- 1次募集の登録施設数は最大700施設程度、2次募集の登録施設数は最大1,300施設程度を想定している。
- 1次募集のマップ登録は、概ね2名×14日程度の作業量の見込みである。
- 2次募集の登録施設は、随時募集を受け付けるため、6月1日～9月30日まで

での概ね1週間に1度マップ登録出来る体制を構築すること。

(2) 「ふくしま涼み処」の施設登録フォームの作成

- 受託者は、別紙1に掲げる二次募集の施設の登録希望者を対象とした、Web登録フォームを作成する。フォームはGoogleFormsを利用することとし、そのアカウントは県が提供するものとする。
- なお、登録フォームは別紙2に関する情報の内容とする。

(3) 「ふくしま涼み処」の施設利用者アンケートフォームの作成

ア 施設へのアンケート

- 受託者は、県が「ふくしま涼み処」の登録施設に対して実施する、利用者の声や施設管理者としての意見などのWebアンケート（設間で5～6項目を想定）について、そのアンケートフォームを作成する。
- なお、アンケートフォームはGoogleFormsを利用することとし、そのアカウントは県が提供するものとする。

イ 施設利用者へのアンケート

- 受託者は、県が「ふくしま涼み処」の利用者に対して実施する、「ふくしま涼み処」に関する情報の入手方法、施設利用の感想などのWebアンケート（設間で5～6項目を想定）について、そのアンケートフォームを作成する。
- なお、アンケートフォームはGoogleFormsを利用することとし、そのアカウントは県が提供するものとする。

5 提出書類

受託者は、以下の書類を県に提出するものとする。

- (1) 業務委託着手届（第1号様式）
業務委託着手後、7日以内に提出すること。
- (2) 業務委託完了届（第2号様式）
業務委託完了後、遅滞なく提出すること。
- (3) 事業実績報告書（第3号様式）
業務委託完了届とともに提出すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務の実施に当たり県と十分な調整を行うこと。
- (2) 委託業務の実施に当たって、この仕様書の定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。
- (3) 本業務の実施に係る全ての作業について、安全確保に万全の体制を整えること。
- (4) 事業実施にあたり、その他必要な業務の一切を行うこと。

- (5) 本仕様書で数量等が不明瞭な項目については、別紙3「令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係るWebマップ作成等業務委託設計書」に基づくこと。
- (6) 事業実施の結果、別紙設計書に掲げた数量と異なる項目等が発生した場合、委託契約書第4条の規定により、変更契約を締結すること。

令和6年度「ふくしま涼み処」概要

1 概要

- 気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年5月に改正され、令和6年4月1日に全面施行される。改正法では、熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の創設などの措置が講じられることとなった。
- また改正法においては、市町村による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置することができ、熱中症特別警戒情報の発表時には開放義務が生じることとなる。しかしながら、熱中症特別警戒情報の発表基準は県内全域で暑さ指数35以上となっているほか、民間等施設のクーリングシェルター設置には市町村との協定締結が必要であるなど、クーリングシェルターの設置や利用促進に向けたハードルは高い。
- 本県では、これまで、地球温暖化対策の一環として、電力等エネルギー需要が高まる夏季に、県民等が快適に過ごせる施設を「クールシェアスポット」として登録し、その周知を図っていたが、今回、その目的に加えて、夏季の猛暑に備え、県民が暑さを一時的にしのげるための施設として、「ふくしま涼み処」としてリニューアルし、全県的な家庭等の消費エネルギーの削減、熱中症予防などにつなげる。

2 期間

令和6年6月1日から令和6年9月30日まで（予定）

3 「ふくしま涼み処」の募集・登録

（1）「ふくしま涼み処」の募集

ア 1次募集（～令和6年4月）

県は、市町村やカーボンニュートラル実現会議、県関係部局に照会し、登録に協力いただける施設を広く募集する。

イ 2次募集（令和6年5月～）

県は、1次募集の対象以外に、登録に協力いただける施設をホームページやポスター掲示などにより、県内全域に広く募集する。

（2）「ふくしま涼み処」の登録

県は、（1）により市町村や民間企業等から協力の申し出があった施設を精査し、「ふくしま涼み処」施設を登録する。なお、登録の要件は次のとおりとする。

【登録要件】

- 冷房設備や休憩できる椅子等が設置してあるなど、利用者が一定時間、避暑を目的として過ごすことが可能な空間があること。
- 年齢制限がなく、誰でも利用できること。
- ※ ただし、公序良俗に反するもの、近隣に迷惑を及ぼすと思われるもの、取組の

趣旨に適さないものなど、不相当と認めた場合は登録を行わない。

(3) 「ふくしま涼み処」の表示

県は、登録施設に対して、「ふくしま涼み処」であることがわかるポスター、のぼり、又はこれらに準ずるデジタルデータを送付する。登録施設は、利用者の見えやすい箇所にポスター等を掲示して、「ふくしま涼み処」である旨を表示するよう努めるものとする。

(4) 登録施設に係るマップ作成

県は、多摩美術大学が管理・運営している「シェアマップ」の情報を更新し、「ふくしま涼み処」の情報をオンラインで閲覧できるようにする。

- 「シェアマップ」は、オンライン上で全国のクールシェアスポットを登録、閲覧できるクールシェアに関する地図情報システム。
- 多摩美術大学デザイン学科内にある「クールシェア事務局」が対応窓口となり、環境省と連携して展開。

4 県民への参加促進、普及啓発

県は、県民に対して、「ふくしま涼み処」の登録施設情報や熱中症対策等の重要性に関する広報を、ホームページ、ポスター・チラシ、広報誌掲載などにより積極的に行う。

別紙2 ふくしま涼み処登録項目

○施設情報

●施設担当者情報

No	区分	施設の種類	施設等の名称 (支店名)	郵便 番号	所在地	電話番号	ふくしま涼み処として 利用可能な時間帯	休業日 (休館日)	ふくしま涼み処として利用 できる場所 (基本的に無料の場所)	ふくしま涼み処の利用可能 人数(座席数等)	入館料		ホームページ URL	クーリング シエルター 指定の協力 可否	担当部署	担当者氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
											有無	有りの場合 の金額								
1																				
2																				

※行が足りない場合には適宜、行を増やすなどしてください。

別紙3

令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係るWebマップ作成等業務委託設計書

事業費		積算			備考
(1) マップ登録①(一次募集分)					
	事務局人件費①(主任担当者)	円 ×	350 件	=	円
	事務局人件費②(派遣スタッフ)	円 ×	350 件	=	円
小計					円
(2) マップ登録②(二次募集分)					
	事務局人件費①(主任担当者)	円 ×	650 件	=	円
	事務局人件費②(派遣スタッフ)	円 ×	650 件	=	円
小計					円
(3) その他					
	シェアマップ登録費	円 ×	1 式	=	円
	フォーム作成費	円 ×	3 式	=	円
小計					円
事業費計					円
諸経費		円 ×	%	=	円
小計					円
小計(まるめ)					円
消費税		円 ×	10 %	=	円
合計					円

県所有アカウント使用、GoogleForms利用、管理費及びサーバー費用除く。

第1号様式（仕様書5（1）関係）

業務委託着手届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記業務委託は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 業務名 令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係る Web マップ作成等業務
- 委託料の額 金 円
- 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 6年 月 日

第2号様式（仕様書5(2)関係）

業務委託完了届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住 所
名 称
代表者

印

令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係る Web マップ作成等業務の実績について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

第3号様式（仕様書5（3）関係）

事業実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事 様

住所

名称

印

令和6年度「ふくしま涼み処」の利用等促進に係るWebマップ作成等業務の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間 契約日から令和 年 月 日まで

2 事業実施内容

3 添付資料